

日本歯科保存学会 臨床・疫学研究倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 日本歯科保存学会臨床・疫学研究倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）は、日本歯科保存学会会員（以下「会員」という。）が臨床・疫学研究等を行うにあたって必要とされる倫理的問題について、これを審議した上で倫理審査委員会としての見解を示し、以って歯科保存学の健全な発展に貢献することを目的とする。

(設置)

第2条 倫理審査委員会を日本歯科保存学会倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）におく。

(組織)

第3条 倫理審査委員会は、倫理委員会委員及び日本歯科保存学会が委嘱した会員以外の者2名以上をもって構成する。委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

2 任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 倫理審査委員会に委員長を置く。委員長は倫理委員会委員長とし、会務を総括する。

4 倫理審査委員会は、必要に応じて委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にすることができる。

(運営)

第4条 委員長は倫理審査委員会を招集しその議長となる。

2 委員長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。

3 倫理審査委員会は、委員の過半数以上が出席し、かつ会員以外の委員が少なくとも1名出席しなければ開催できないものとする。

4 審議の結論は、原則として出席委員全員の合意を必要とする。

5 審議経過及び内容は記録として保存する。

(審議事項)

第5条 倫理審査委員会は、理事長から諮問のあった次の事項について審議する。

(1) 会員から診療、臨床研究及び疫学研究上の倫理的問題について審議申請のあった事項
なお、他の機関で既に審議された事項については、当該審査資料の提出が必要である。

(2) その他必要と認めた事項

(審議手続)

第6条 倫理審査委員会での審議を希望する者は、臨床・疫学研究倫理審査申請書（別紙様式）に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、申請事項を倫理審査委員会に諮問し、倫理審査委員会は第3条に基づき審議する。

3 委員長は、審議の結果を理事長に答申する。

4 理事長は、答申を受けた内容を理事会の議を経て、申請者に通知する。

(規程の改廃)

第7条 この規定の運用に関する細則は別に定める。

第8条 この規程の改廃は、委員会及び常任理事会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。